

目 次

○第1号（7月14日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
町長挨拶	3
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	4
日程第 3 議案第32号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例	4
日程第 4 議案第33号 平成26年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）	12
町長挨拶	14
閉 会	14

平成26年第2回吉岡町議会臨時会会議録第1号

平成26年7月14日（月曜日）

議事日程 第1号

平成26年7月14日（月曜日）9時31分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第32号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・討論・表決)

日程第 4 議案第33号 平成26年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）
(提案・質疑・討論・表決)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	飯島衛君	2番	金谷重男君
3番	岩崎信幸君	4番	平形薫君
5番	山畑祐男君	6番	栗田俊彦君
7番	宇都宮敬三君	8番	馬場周二君
9番	石倉實君	10番	小池春雄君
11番	岸祐次君	12番	小林一喜君
13番	神宮隆君	14番	齋木輝彦君
15番	南雲吉雄君	16番	近藤保君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	森田潔君
財務課長	小淵莊作君	健康福祉課長	福田文男君

事務局職員出席者

事務局長 大井隆雄 主任 青木史枝

議長（近藤 保君） 皆さん、おはようございます。

平成26年第2回吉岡町議会臨時会の開会に当たり、町長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

石関町長。

町長挨拶

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

平成26年第2回吉岡町臨時議会の開会に当たりまして、一言挨拶をさせていただきます。

本日、臨時会が議員各位の出席のもと開会できますことに、心よりの感謝を申し上げます。

心配されました台風8号ですが、発生当時はかなり大型ということで、町も警戒本部を立ち上げて臨んでおりましたが、吉岡町にはこれといった被害もなく過ぎ去り、胸をなでおろしているところでもあります。

これからは、梅雨末期の大雨や局地的な集中豪雨に備えていかなければならないと思っております。

さて、本臨時会では、学童クラブに関する議案2件を上程させていただきますが、何とぞ慎重審議の上、可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

どうか、議員の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中ではございますが、よろしくお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日は大変お世話になります。

開会・開議

午前9時31分開会・開議

議長（近藤 保君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより平成26年第2回吉岡町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程第1号により、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（近藤 保君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において11番岸祐次議員、12番小林一喜議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（近藤 保君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定します。

日程第3 議案第32号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第3、議案第32号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第32号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

学童クラブの施設の追加と学童クラブの対象者の範囲を高学年までとしたいため、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、ご説明させていただきます。

今回の改正は、6月の第2回定例会にて、学童クラブの賃借料等の補正予算を承認していただきました吉岡中学校北側にあります民間託児所跡の賃貸契約の締結が先日整いました、中央学童クラブとして2学期から運用したいためと、高学年生も対象としたいため改正するものでございます。

まず、第3条でございます。その所在地を加えるものであります。

名称を、中央学童クラブ施設

位置は、吉岡町大字南下1392番地

敷地面積、1,322平方メートル

建築面積、144.69平方メートル

鉄骨造平屋建てで、保育室のほか事務室、医務室を備えております。

保育の規模としましては(92.5平方メートル)60名を定員とするものであります。

この施設につきましては、主に明治小学校及び駒寄小学校の高学年生を対象に使用したいと考えています。

第7条は「小学校第1学年から第3学年までの児童」とあるものを「小学校に就学している児童」に改め、対象児童の範囲を高学年生にまで拡大するものであります。

附則として、2学期が始まる平成26年8月25日を施行日としております。

以上、説明を終了させていただきます。

議長(近藤 保君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

[10番 小池春雄君発言]

10番(小池春雄君) まず、第1点でありますけれども、高学年を対象ということで、7条の中で高学年を対象にするんだということであれば、ここは4、5、6年生と、以前の旧は3年生までと、4、5、6年生を対象とするのであれば4、5、6年生を対象とするんだという書き方でもいいような気がするんですけども、町の考える点は、そういう壁をなくして1年生から6年生までそこに入ることもあるんだという考え方でよろしいんですか。もしもここが4、5、6年生が対象であれば、中央学童クラブは、就学している児童の4年生、5年生、6年生を対象とするんだというふうになろうかと思うんですけども、これだけ見ていると1年生から6年生までも対象にすることも可能性としてあるんだと見えるんですけども。

それと、もう1点です。その下に2番目なんですけれども「ただし町長が特に認めたときはこの限りではない」とありますけれども、今までですと1、2、3年生までいるというときに、この限りではないというのは、状況によれば4年生、5年生が入るということも考えられる、そうであれば「ただし町長が特に認めたときはこの限りではない」ということが当てはまりますけれども、1年生から6年生までを対象にするんだと、それでこの中には要するに児童といういことで垣根を取っ払っていた格好なんですけれども、そうすると、ほかに「町長が特に認めたときはこの限りではない」という人はどういう人を指しますか。

議長（近藤 保君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） お答えさせていただきます。

まず1点目でございます。説明のところでも説明させていただきましたが、中央学童クラブにつきましては、主に高学年生を対象にとさせていただきます。これは、条例ですので全てを対象としております。明治学童クラブ、駒寄学童クラブがあるわけですが、それも含めた中での全体の条例改正でございますので、全て範囲として入れられるわけですが、中央学童につきましては主に4年生以上を対象として運営したいと考えております。ただ、明治小学校の規模等も考えますと、3年生以下もお願いする場合もあるかもしれませんが、基本的にはそういうふうと考えております。

2点目でありますけれども、条例のところ「特に町長が認める」というものにつきましては、施行規則に載っておるわけですが、そちらは、主にいえば障害をお持ちの方につきましては、今まで3年生までということであったわけですが、4年生以上でも利用できると、そういったものも載っております。そういったものが対象という形でご理解をお願いしたいと思います。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） だって、ここには小学生を対象にするんだから別に小学生が障害があるかなかなかなんて関係ないですよ。だから、1年生から6年生までは入れるということになれば、「町長が特に認める」というこの文言は要らなくなるんじゃないですか。旧であれば必要だったですよ。でもこうなると小学生がみんな対象なんですから、それは要らないでしょう。

それと、使い勝手なんですけれども、先ほど、主に高学年を対象とすることなんですけれども、学童の場合というのは放課後児童ですから、そうしますと、兄弟がいるという、親が、1人は駒寄あるいは明治にいて、それで上のお姉ちゃんお兄ちゃんが中央にいるという、迎えに来たりするのは大変ですよ。これはもう少し何とか、同じ兄弟であれば、せっかくこの条例でうたっているように1年生から6年生までを対象とするというのであれば、兄弟であれば1カ所に入所できるというようなことも考えるべきではないかと思うんですけれども、そこについてはいかがですか。

議長（近藤 保君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 先ほどの2番の部分ですけれども、母親が出産等に伴うところの部分についての規定等で今までは小学校3年生まででしたけれども、その部分等で利用がで

きるというものもございます。そういったものが加えられているということでご理解をお願いしたいと思います。

それと、3点目の今のご質問ですけれども、今議員がおっしゃるような、例えば1年生と6年生のお子さんがおられるといった場合、ばらばらになってはかわいそうだと、そういった部分のお話だと思うんですけれども、それにつきましては、こちらも配慮した中で同じ施設を利用するように考えております。

以上です。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 今、お母さんの出産ということがありましたけれども、今までは確かに、旧のほうではそういうことが当然可能でありました。そのことによって、高学年の人たちも入ることは可能でした。でも今度は、新しいほうでは1年生から6年生までが対象だということで、お母さんが出産とかそういうことがあって、小学生以下も対象になるのであればこのように認められるということがわかるんですよ。でも、あくまでも小学校1年生から6年生までなんだということになれば、ただし書きは要らなくなるんですよ。これを見ていると、今課長の説明を聞いていると、未就学児童でもいいようにも思えちゃうんですよ、町長が認めれば。だから、認めればそういうようになるのかならないのか。先ほどは障害者という話が出ました。今度はお母さんが妊婦さんということも可能だと。妊婦さんであろうが障害者であろうが、要するに小学1年生から6年生までを今度見られることになったわけですよ。そういうふうになってくれば、ただし書きは要らないんじゃないですかと私は質問しているんですよ。だから、もしもここでただし書きが必要だと、「ただし町長が特に認める」といったときに、今小池議員の質問じゃ、こういう人たちが入れないでしょうという人を示してと言っているんですよ。それがいいのであれば、別にこの文言は必要ないんじゃないですかと言っているんですよ。そこはしっかり答えていただきたい。

それともう1点でありますけれども、今答えていただいた中で、そういう形で利用に当たっては、今は明治、駒寄の学童は1年生から3年生までと、そして中央では高学年を対象とするということになっていて、そして兄弟がいる場合などについては、一緒に入ることも可能ですよという回答がありました。そうであれば、町の考え方はこうであるということを広く住民にも啓蒙する必要があると思いますけれども、そういう形で住民にも広めていただく必要があらうかと思っておりますけれども、そこについては、今後住民に対してどのような啓蒙というか、お知らせをしていくのかについても、せっかくできる施設でありますから、開店しましたけれども余り人がいませんでしたというようなことがないように、

1年生から6年生までそういう形で、家庭の事情で兄弟のいる方は入れるんですよというふうになってくれば、私はこのところは利用率はすごく高まってくると思うんですよ。でも、確かに高学年まで見てほしいという希望はあるんですけども、実際にふたをあけてみないと、どの程度というのはまだ見えてきませんから、そういうことも考えて1年生から6年生までに対しても預かりますよという啓蒙をぜひやっていただきたいと思いますけれども、そこにつきましては、町長からも回答をお願いしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長（近藤 保君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 先ほどの対象児童の部分、特に町長が認めるものという部分でございますが、あくまでもこれは小学生ということでお願いするものであります。これにつきましては、利用については短期的に利用される場合、そういったもので含まれるということとで解釈しております。この文面は必要ではないということのご質問ですけれども、必要であると認識しております。

それと、周知につきましてのことでございますが、本日ご承認していただいて可決していただけるようであれば、8月の広報に掲載したいとも考えております。

以上です。

議 長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 小池議員の質問に対して、課長が言うとおりになんですけれども、今回子供を持つ親のいわゆる心配事ということで、高学年という形でどうにかならないのかという話が今まで大分あったと思っております。そういった中におきましては、国は来年の4月からそういった形でやれというような命令が出ているようにも思っております。そういった中で、町は町として早目にそういったことに対応していこうということで今回お願いすることになりました。

啓蒙活動については、町民に行き届くようにしていきたいというようには思っております。

議 長（近藤 保君） ほかにございませんか。金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2 番（金谷重男君） 23年度に当選してから、地域の保護者の方から要望がありましたので、質問をさせていただきました。高学年の受け入れも含めてということでやったわけですけども、ついこの間は、山畑議員からもそういう質問がございましたし、議会でもさまざま議員の方々からこういった要望が出ていたんだと思います。

先ほどの条例の件に関しましても、短期的であっても町外の方を受け入れることがやむなしという場合もあるかもしれません。そういった意味で、原則的には吉岡町に在住するものということになっていますが、お産の関係で町内に一時実家に帰ってきた方が、そういった意味でどうしてもということもあるかもしれません。そういった意味では、非常にこの一文は大切かなと思います。

もう一つなんですが、民間参入に関して、私はそのときに質問をさせてもらったんですけども、群馬大学クラブというのが、今健康づくりNo.1プロジェクトで吉岡町の健康づくりを応援しております。こういったところでも、学童保育を民間でやっております。ただ、ここがすばらしいところなんですが、料金はちょっと公的なものより高いんですけども、プログラムが非常にすばらしいと。そういった意味で、親御さんが信頼して英語だとか算数を教えてくれたりとか、単なる宿題の面倒を見るということだけではなく、体力トレーニングとかそういったものもやられているという話も聞いております。そういった意味で、民間のそういった活動が、公的なものに刺激を与えるのではないかとということで非常に期待をしております。

そういった意味で、今小池議員から話がありましたけれども、この最後の「ただし町長が特に認めたときこの限りではない」ということなんですが、先ほど言いましたように、町外の方がどうしても長期に町内に入られるという事例が出てくると思うので、そういったことを想定しているのかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

議長（近藤 保君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 確かに、里親の関係につきましては、保育についても民間で運営しているところがございますけれども、そういったことを行っております。ただ、これにつきましては、私、大変申しわけありませんけれども想定しておらなかったわけですが、これは条例等をよく鑑み、確認した上で判断したいと思っております。以上です。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） この前も、学童クラブみたいなものがあそこでやられていたわけですが、非常に民間がやられたときに、吉岡町が受託料というんですか、親御さんが納める金額が非常に安いということで、そういった意味で、ある意味民間がやるときに高額な金額を提示すると、なかなかギャップがあって継続が不可能、あるいは参入ができないというようなこともあると思うんですね。今後、人口がふえたり減ったりということがあったときに、そういった民間の力というのも、ある意味でかりなきやならないと思っています。

このところにも出ていますが、小池議員も言われていますけれども、学年を絞らないでということなんです、だんだん人口が少なくなってくると、こういうふうな高学年をここだけで受け入れるということではなくて、1年生から5年生までここで受け入れるということが出てくるかもしれません。そういった意味では、こういった書き方がいいのかなと私も思うんですけども、そういった意味で、民間のそういった取り組みに負けないようなプログラムが、町の公的な学童クラブに用意されているのかどうかお聞きしたいです。非常に1万円等の金額がほかの町村では提示されていますので、それなりのものを期待しています。うちのほうはその半額くらいですから、預かってもらえばいいやという感覚で運営されているわけではないと思うんですね。それに民間がまた一万数千円の金額でやられていて、そことの比較の中で、公的なものもカリキュラムというものも非常に気にするようになってまいりました。そういった意味では、そういった中身の問題についても少し向上させなくてはならないのではないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（近藤 保君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） お答えさせていただきます。

これにつきましても、6月の一般質問で山畑議員からご質問をいただきました。これにつきましては、県の指針に基づいて保育に欠ける子供に対しましての保育としての役割の中で努めさせていただきますというお話をさせていただきました。取り入れられるものにつきましては取り入れたいと考えておりますということで、再度示させていただきました。それにかわるものではございません。

以上です。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 幾つかお伺いします。高学年の受け入れを早目に実施するというので、大変先取りでいいと思います。ただ、建物面積が144.69平米ということなんですけれども、ここへの入所の限度の人数はどのくらいまで入所できるのか。

その点と、事前の調査はどのようになっているか。希望者その他について、入所者と事前調査を行ったかどうか、その辺のところをお伺いします。

議長（近藤 保君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 保育規模につきましては60人定員と考えております。

それと、調査をしたかという部分ですけども、子ども子育て支援の関係につきましてのニーズ調査を昨年11月に実施させていただきました。その中で、これも6月の議会で

もご報告させていただきましたけれども、平日学童保育を希望される学年等の調査でございますが、4年生から6年生まで学童保育を利用したいと考えている保護者の方は87.5%、そのうち6年生まで学童保育を利用したいと考えている保護者の方が68%あると、そういった結果が出ております。

以上です。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 大分希望者が多いので、60人で足りるかどうかが懸念される所です。

あと、学童保育を見る体制ですね、指導員を置かなければならないということなんですけれども、学童保育に当たる指導員、その体制はどのようなことを今考えておりますか。その点について伺います。

議長（近藤 保君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） これにつきましては、この後補正予算がありますけれども、そのところの委託料の中に入っているわけですが、指導員を計5人予定しております。

以上です。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより表決に入ります。

議案第32号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第33号 平成26年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）

議長（近藤 保君） 日程第4、議案第33号 平成26年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

本補正は、吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に基づくものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ475万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億5,855万9,000円とするものであります。

今回の補正で財政調整基金の繰り入れを228万5,000円増額し6億2,779万9,000円といたします。これにより、平成26年度7月臨時会補正後の財政調整基金の残高見込み額は22億726万4,000円となります。

詳細につきましては、財務課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 小淵財務課長。

〔財務課長 小淵 莊作君発言〕

財務課長（小淵 莊作君） それでは、議案書の1ページをごらんください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の補正額でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ475万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億5,855万9,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分でございますが、該当区分ごとの金額等によるということで、第1表・歳入歳出予算補正によるものでございます。これにつきましては、2ページから6ページまででございますが、説明につきましては補正の款項の区分等を含めて事項別明細書でご説明させていただきます。

それでは、10ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入でございますけれども、13款使用料及び手数料1項使用料4目民生費使用料として、中央学童クラブ保育料ということで、115万5,000円追加でございます。

次に、15款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金として、放課後児童健全育成事業県補助金131万円追加でございます。

続きまして、18款繰入金2項基金繰入金2目財政調整基金繰入金228万5,000円追加でございます。これにより、財政調整基金の残高は、7月臨時会補正後でございますけれども22億726万4,000円を予定しております。

次に歳出でございます。11ページをごらんください。

3款民生費2項児童福祉費5目学童保育事業費475万円追加でございます。

内訳でございますが、中央学童クラブ管理運営業務委託料で410万円、施設用備品として65万円それぞれ追加でございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 10ページですけれども、民生費使用料の学童保育料の中で115万5,000円となっておりますけれども、これは何人を予定していますか。

議長（近藤 保君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 30名を予定しております。

議長（近藤 保君） ほかにございせんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより表決に入ります。

議案第33号 平成26年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、平成26年度第2回吉岡町議会臨時会の日程を全て終了いたしました。

町長挨拶

議 長（近藤 保君） 閉会の前に、町長の挨拶の申し入れを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

本臨時会におきまして上程いたしました議案を可決いただきまして、まことにありがとうございました。

学童保育のより一層の充実に今後も努めていきたいと思っております。

どうか、今後とも議員各位の格別なるご協力をお願い申し上げます。

議員皆様方には、9月定例会前の視察研修があるようであります。どうか健康には十分留意の上、ご活躍くださいますようお願い申し上げます。閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

閉 会

議 長（近藤 保君） 以上をもちまして、平成26年第2回吉岡町議会臨時会を閉会します。

午前10時05分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 近 藤 保

吉岡町議会議員 岸 祐 次

吉岡町議会議員 小 林 一 喜